

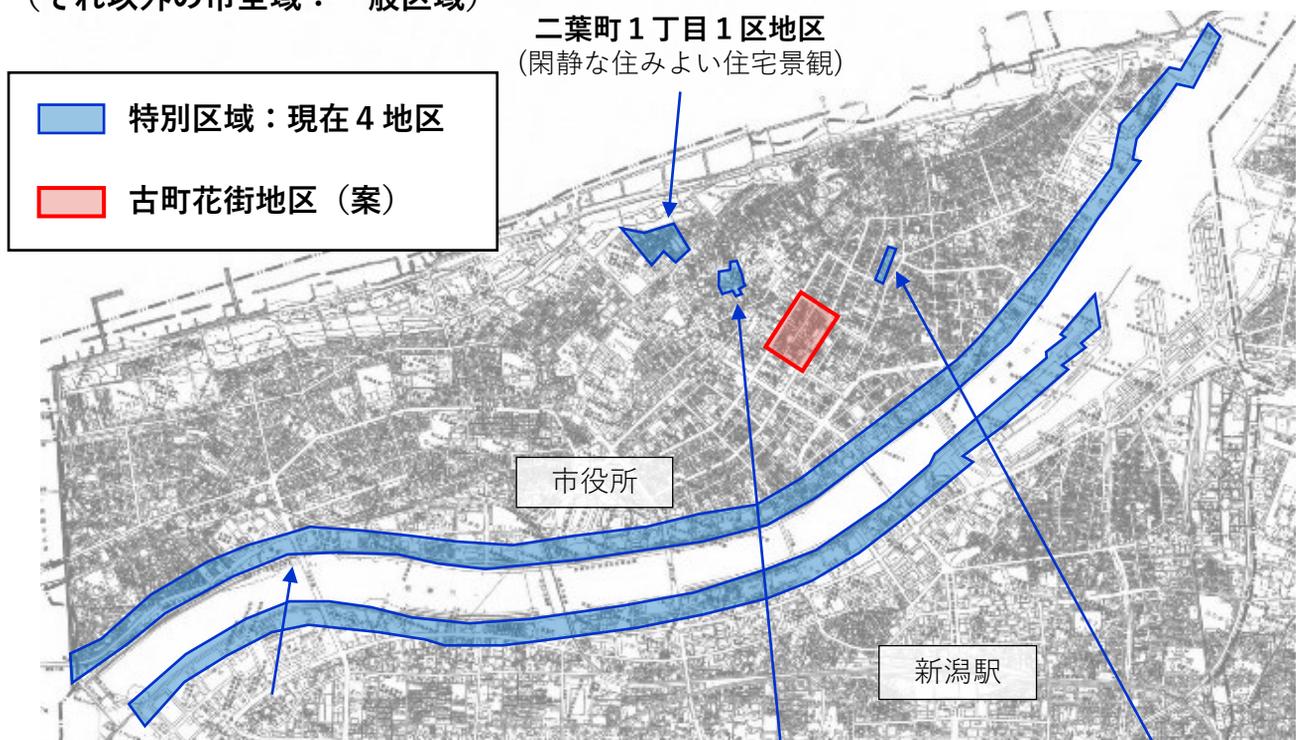
新潟市景観計画とは

良好な景観形成を図ることを目的に、建築物や工作物、屋外広告物などのルールを定め、届出などにより景観誘導を進めるもの

- 【建築物や工作物】形態意匠（色彩を含む）、高さや壁面の位置など（景観法に基づく届出制）
- 【屋外広告物】 広告物の高さや面積、色彩など（屋外広告物条例に基づく許可制）

特別区域とは

特に地域の特性に応じた景観形成を進める必要のある区域として設定
（それ以外の市全域：一般区域）



特別区域：現在4地区

古町花街地区（案）

信濃川沿岸地区



【開放感のある景観づくり】

- ・建物高さを50mに制限(緩和措置あり)
- ・信濃川や萬代橋に調和する建物の色彩など

旧齋藤家別邸周辺地区



【歴史的まちなみの保全】

- ・建物高さを12m（3階以下）に制限
- ・歴史的まちなみに調和する建物の色彩など

旧小澤家住宅周辺地区



【留意点】

特別区域に指定後、現在の建築物や屋外広告物を、すぐにルール通りに改善しなければならないわけではなく、届出が必要となる際（建築物の建設等行為や屋外広告物の設置改造行為等）にルールへの適合が必要となることとしています。

建築物の形態意匠



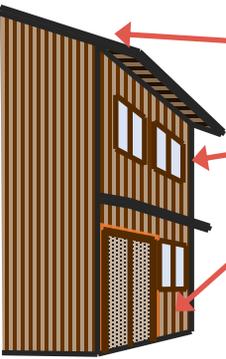
【歴史的建築物】
板張り外壁や格子の使用など、
建築当初の素材や工法による維持復原

【歴史的建築物以外】
歴史的まちなみに調和した外観
この地区で使用される自然素材の使用
に努める



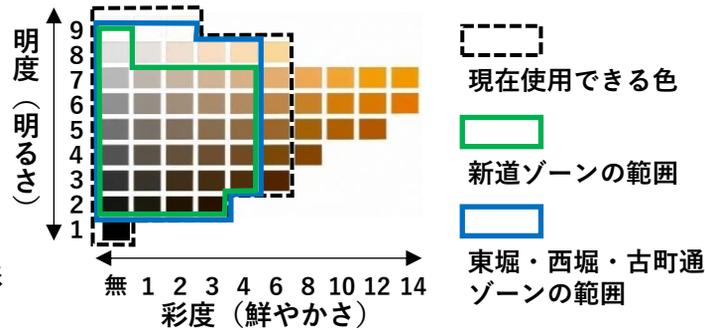
京都市のまちなみ
Googleストリートビューより引用
©2025 Google

建築物の色彩

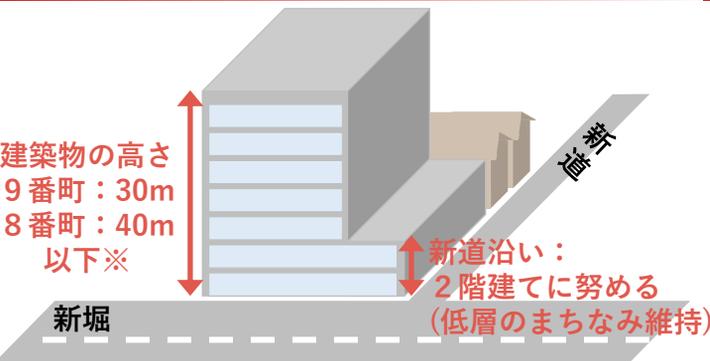


- 【屋根の色彩】**
・黒またはグレー系を基本
- 【建具の色彩】**
・茶系、黒褐色系を基本
- 【外壁の色彩】**
・ベースカラー：
歴史的まちなみに調和した色彩

【使用できる外壁の色彩の一例】

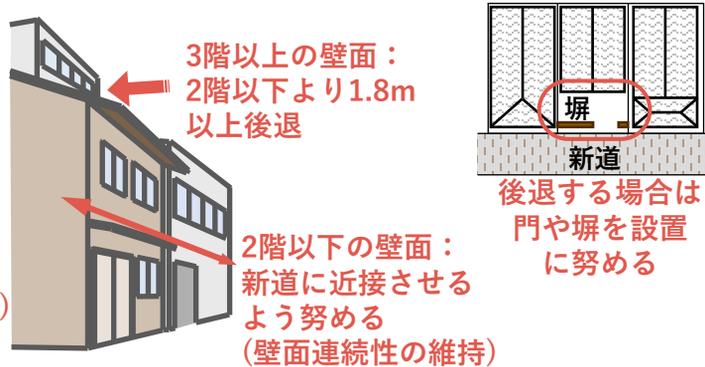


建築物の高さ



※現状の建物高さを包含する設定としています。

建築物の壁面の位置【新道ゾーン】



建築設備



- ・設備機器や配管
：調和する色彩や
意匠の目隠し等
に努める

工作物



- ・歴史的
工作物
：建築当初に使用
された素材や工法
による維持や復原

木竹

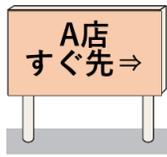
- 【全域】** 既存の樹木を適切に維持管理
- 【新道ゾーン】** この地区の歴史的建築物の前庭に用いられている樹種の選定に努める

【概要版】屋外広告物のルール（案）

表示されているイラストなどはイメージです。

広告種別によらない共通事項

【全域】

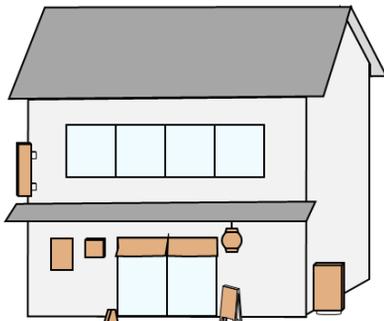


・非自家用広告物の禁止

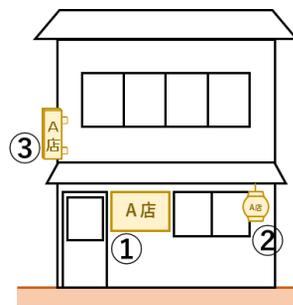


・デジタルサイネージやプロジェクションマッピング等の禁止

【新道ゾーン】



・図にない広告形状の禁止
（屋上広告やのぼり旗等）



$$\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} \leq 3 \text{ m}^2$$

・1営業所等につき総表示面積
3 m²以内（簡易広告物を除く）

広告種別ごとの基準【新道ゾーン】

表示されている店名やロゴなどはイメージです。

【壁面広告】



高さ	4 m以下		
面積	合計1 m ² 以内 1基につき0.5 m ² 以内		
位置	壁面に直接塗装しない		
色彩 ※	色相	明度	彩度
	無彩色	1.5以上 9.5以下	—
	10R～5Y 上記以外	2以上 7以下	4以下 2以下
色数	全体で4色以内		

※地の色及び1/3以上で使用する色

【突出広告】



高さ	6 m以下
個数	1基
面積	合計1.5 m ² 以内 1面につき0.75 m ² 以内
内容	建物名・店名・社章・店名ロゴのみ
色彩・色数	壁面広告同様

【窓面に貼付or屋外に向けて設置する屋内広告】



面積	合計1 m ² 以内
位置	1階の開口部のみ

【野立て広告】



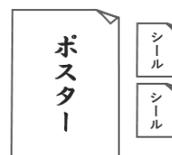
高さ	2 m以下
個数	1基
面積	合計2 m ² 以内 1面につき1 m ² 以内
内容	建物名・店名・社章・店名ロゴのみ
後退	道路境界から0.3 m以上
色彩・色数	壁面広告同様

【立て看板等】



高さ	1.2 m以下
面積	合計1.2 m ² 以内 1面につき0.6 m ² 以内
個数	はり紙・はり札・立て看板等で合計10個以内

【はり紙・はり札】



個数	はり紙・はり札・立て看板等で合計10個以内
内容	同じ内容を複数掲示しない

【暖簾】



面積	合計3 m ² 以内
素材	綿、麻これらに類する布製
内容	店名・店名ロゴのみ
色彩	彩度11以下
色数	有彩色1色で合計3色以内

【提灯】

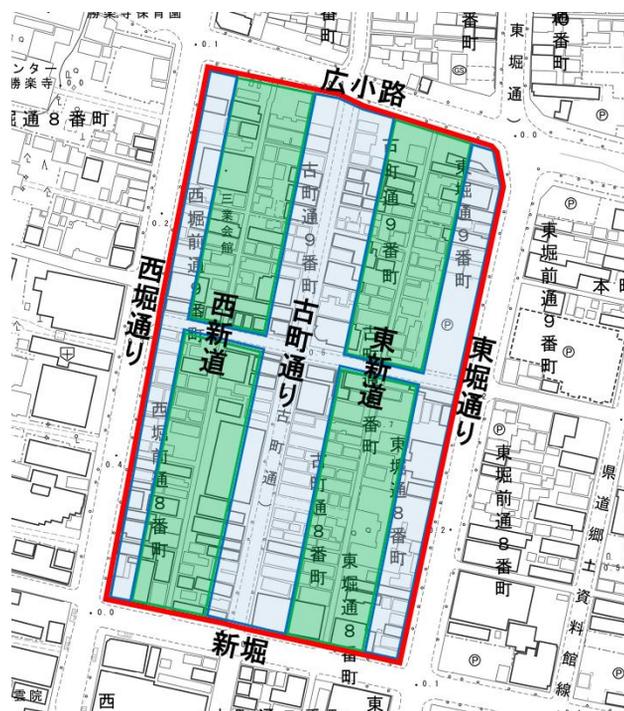


面積	合計1 m ² 以内 1基につき0.5 m ² 以内
内容	店名・店名ロゴのみ
地の色	白又は赤色のみ
色数	有彩色1色で合計3色以内

目指す景観形成の方針について

- ① 伝統的な花街として歴史的な風情を感じる景観
- ② 【新道沿い】 細街路に建物が建ち並ぶ景観を保全し、芸妓の似合う景観
- ③ 【東堀・西堀・古町通り沿い】 花街の趣きを感じつつ、活気ある景観
- ④ オーセンティシティ（本物）を重視した景観
- ⑤ 【道路空間】 歴史的なまちなみと調和した質の高い景観

区域の設定について



対象区域

新道ゾーン

：特に重点的に景観形成を図る
（新道の道路中心線より20mの範囲）

東堀・西堀・古町通ゾーン

：エリア全域で風情の醸成を図る

↑
通りごとの景観に合わせた
ルールの設定

届出などの手続きが必要な行為について

【建築物や工作物】 新築や外観変更など	【木竹】 植栽・伐採	【屋外広告物】 新規設置や改造など
<p>規模によらず、 新築、増築などの建設行為や、 道路から見える外観修繕、 色彩変更など※の際に 届出が必要</p>	<p>規模によらず、 道路から見える植栽・伐採 の際に届出が必要</p>	<p>【新道ゾーン】 合計1㎡を超える広告掲出 許可申請が必要 【東堀・西堀・古町通ゾーン】 現在と変わりなし</p>

※新道ゾーン：当該変更部分が特定屋内広告物のみに係るものを除く

東堀・西堀・古町通ゾーン：当該変更部分の面積の合計が10㎡を超えないものを除く